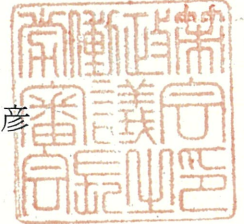


労 審 発 第 1714 号
令 和 7 年 11 月 7 日

厚生労働大臣
上野 賢一郎 殿

労働政策審議会
会長 岩村 正彦



令和7年11月7日付け厚生労働省発基1107第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針の一部を改正する件案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和 7 年 11 月 7 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

労働条件分科会

分科会長 山川 隆一

「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針
の一部を改正する件案要綱」について

令和 7 年 11 月 7 日付け厚生労働省発基 1107 第 1 号をもって労働政策審議会
に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和 7 年 11 月 7 日

労働条件分科会

分科会長 山川 隆一 殿

組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会

部会長 山川 隆一

「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針
の一部を改正する件案要綱」について

令和 7 年 11 月 7 日付け厚生労働省発基 1107 第 1 号をもって労働政策審議会
に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を
得たので報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。